

議案第 81 号

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年条例
第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

選挙長	１回 １２，２００円
選挙立会人	同 １０，１００円
開票管理者	同 １２，２００円
開票立会人	同 １０，１００円
投票管理者	同 １４，５００円
投票立会人	同 １２，４００円
期日前投票所の投票管理者	同 １２，８００円
期日前投票所の投票立会人	同 １０，９００円

を

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和２５年法律第１７９号。以下「法」という。）第１４条第１項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当日から継続して翌日にわたりその職務に従事した場合の額は当日分限りの額）
開票管理者	
開票立会人	
選挙立会人	
投票所の投票管理者	法第１４条第１項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額。ただし、従事時間が当該投票所の投票時間に満たない場合は、投票時間の時間数で除して得た額に従事時間数（その時間に１時間未満の端数がある場合は、その端数が４５分を超えるときは１時間とし、３０分を超え４５分以下のときは０．７５時間とし、１５分を超え３０分以下のときは０．５時間とし、１５分以下のときは０．２５時間とする。）を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は、これを四捨五入した額）とする。
期日前投票所の投票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	

に

改める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2. この条例による改正後の沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。